

要 約 版

令和3年度市町村決算の概要等について

1 普通会計決算の概要（詳細は別添資料の1～8ページを参照）

- ・ 決算規模は、歳入・歳出ともに前年度から減となった。
- ・ 歳入総額は1兆4,234億円で、前年度比12.9%の減となった。
地方交付税等の歳入が増加した一方、特別定額給付金給付事業の終了に伴う国庫支出金の減少などにより、全体としては2,105億円（12.9%）の減となった。
- ・ 歳出総額は1兆3,371億円で、前年度比14.7%の減となった。
子育て世帯等臨時特別給付金給付事業の実施に伴い民生費が増加した一方、特別定額給付金給付事業の終了に伴う総務費の減少などにより、全体としては2,297億円（14.7%）の減となった。
- ・ 東日本大震災関連事業費は112億円で、前年度比69.6%の減となった。
令和2年度をもって「第1期復興・創生期間」が終了し、復興・防災関連事業が概ね完了したことから、256億円（69.6%）の減となった。

2 健全化判断比率等の概要（詳細は別添資料の9～11ページを参照）

- ・ 実質赤字及び連結実質赤字が生じた市町村はない。（平成19年度（比率の初公表）から15年連続）
- ・ 実質公債費比率は、県平均で0.2ポイント減の6.3%であり、地方債の許可団体となる18%以上はない。（平成22年度から12年連続）
※早期健全化基準25%以上の市町村がないのは平成19年度から15年連続。
- ・ 将来負担比率は、充当可能基金の増、公営企業（水道・下水道事業等）債等繰入見込額の減（地方債現在高の減）等により、県平均で10.6ポイント減の28.8%であり、早期健全化基準350%以上となった市町村はない。（平成19年度から15年連続）
- ・ 資金不足が生じた公営企業はない。（平成22年度から12年連続）

3 公営企業決算の概要（詳細は別添資料の12～18ページを参照）

- ・ 決算規模は2,125億円で、前年度比30億円、1.4%の増となっている。
- ・ 経営状況については、赤字事業は11事業となっているが、一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた実質ベースでみた場合、全体の4割超の81事業が

赤字となっている。

- ・ 建設投資額は 675 億円で、前年度比 21 億円、3.1%の増となっている。
- ・ 企業債現在高は 6,576 億円で、前年度比 147 億円、2.2%の減となっている。
- ・ 一般会計繰入金は 469 億円で、前年度比 4.5 億円、1.0%の減となっている。

※ 本資料は速報として取りまとめたものであり、数値は今後変動する場合があります。

※ 本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

問合せ先

総務部市町村課財政担当

[直通 029-301-2472 内線 2470]

令和3年度
市町村決算の概要等について

令和4年9月30日

茨城県総務部
市町村課

資 料 目 次

■普通会計決算の概要について

1 決算の特徴	P. 1
2 決算収支	P. 1
3 歳入	P. 2
4 歳出	P. 3
5 財政構造	P. 6
6 主な財政分析指標等の状況	P. 7

■健全化判断比率等の概要について P. 9

■公営企業決算の概要について

1 事業数	P. 12
2 決算規模	P. 13
3 経営状況	P. 14
4 建設投資額	P. 16
5 企業債現在高	P. 17
6 他会計繰入金	P. 18

■参考資料 P. 19

令和3年度市町村普通会計決算の概要について

1 決算の特徴

○ 県内44市町村の令和3年度普通会計※決算額は、令和2年度に実施された特別定額給付金給付事業が終了したことに伴い、歳入・歳出ともに前年度から大幅に減少した。

歳入は、地方交付税等が増加した一方、特別定額給付金給付事業の終了に伴う国庫支出金の減少などにより、2,105億円（12.9%）の減となった。

歳出は、子育て世帯等臨時特別給付金給付事業の実施に伴い民生費が増加した一方、特別定額給付金給付事業の終了に伴う総務費の減少などにより、2,297億円（14.7%）の減となった。

歳入 1兆4,234億円（対前年度比 2,105億円（12.9%）減）

歳出 1兆3,371億円（対前年度比 2,297億円（14.7%）減）

※ 普通会計とは、一般会計と、公営事業会計（公営企業会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計等）を除く特別会計を合わせたものをいう。

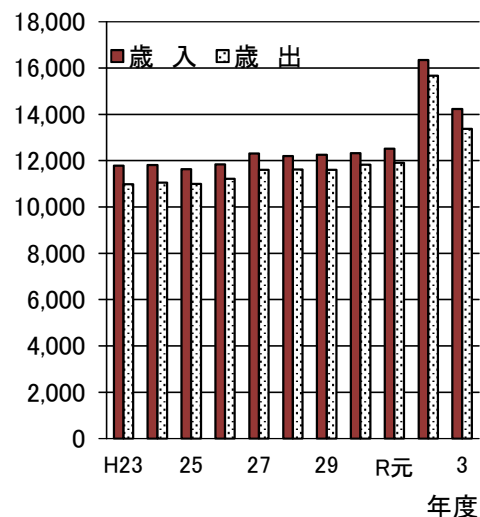
決算規模の推移（表-1）

（単位：百万円、%）

年度	歳入		歳出		全国の伸び率	
	決算額	伸び率	決算額	伸び率	歳入	歳出
H23	1,178,478	7.6%	1,098,631	5.1%	1.7	1.5
24	1,180,299	0.2%	1,105,233	0.6%	2.5	2.4
25	1,163,538	△1.4%	1,099,823	△0.5%	1.6	1.3
26	1,183,279	1.7%	1,121,348	2.0%	1.9	2.2
27	1,230,085	4.0%	1,160,698	3.5%	1.0	0.9
28	1,219,834	△0.8%	1,161,982	0.1%	△0.6	△0.1
29	1,225,702	0.5%	1,160,411	△0.1%	2.4	2.6
30	1,232,602	0.6%	1,182,047	1.9%	0.1	0.1
R元	1,251,645	1.5%	1,191,315	0.8%	2.5	2.5
2	1,633,872	30.5%	1,566,754	31.5%	27.2	27.4
3	1,423,356	△12.9%	1,337,080	△14.7%		

※県内普通会計決算額は市町村の単純合計であり、一部事務組合は含まれていない。
全国の伸び率は、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合の普通会計の純決算額の伸び率である。

億円 <決算規模の推移>



2 決算収支

○ 実質収支は全団体が黒字決算（昭和50年度から47年連続）となった。

○ 単年度収支は236億円の黒字。赤字団体は6団体（赤字団体割合 13.6%）。

○ 実質単年度収支は427億円の黒字。赤字団体は2団体（赤字団体割合 4.5%）。

決算収支等の推移（表-2）

（単位：百万円、%）

年度	実質収支		単年度収支		実質単年度収支		実質収支比率	
	決算額	伸び率	決算額	赤字団体数	決算額	赤字団体数	本県平均	全国平均
平成23年度	53,300	52.3	17,948	7	33,816	5	8.2	6.5
24	51,189	△4.0	△2,193	27	11,790	10	7.8	6.3
25	46,324	△9.5	△4,866	22	9,741	11	7.1	6.5
26	41,560	△10.3	△4,729	26	594	25	6.7	6.3
27	49,293	18.6	7,661	12	9,199	15	7.9	6.9
28	41,460	△15.9	△7,873	27	△13,471	28	6.9	6.4
29	51,013	23.0	9,561	14	5,040	18	7.9	6.2
30	40,347	△20.9	△10,660	33	△13,390	34	6.5	6.2
令和元年度	43,437	7.7	3,097	20	△9,810	33	6.7	6.1
2	50,763	16.9	7,359	11	4,383	15	7.8	6.7
3	74,333	46.4	23,554	6	42,679	2	10.5	

3 歳 入

○ 特 徴

地方交付税や地方消費税交付金などの歳入は増加したが、特別定額給付金給付事業の終了に伴う国庫支出金の減少や、基金繰入金の減少により、歳入全体としては2,105億円（12.9%）減の1兆4,234億円となった。

〔前年度比で増となった主な項目〕

各種交付金：＋104億円（＋14.3%）地方消費税交付金、法人事業税交付金の増
 地方交付税：＋94億円（＋5.0%）普通交付税の増
 寄 付 金：＋47億円（＋28.4%）ふるさと納税の増

〔前年度比で減となった主な項目〕

国庫支出金：△2,197億円（△41.8%）特別定額給付金給付事業費・事務費補助金の減
 繰 入 金：△185億円（△40.5%）基金繰入金の減
 地 方 債：△70億円（△5.7%）合併特例債、減収補填債の減
 地 方 税：△26億円（△0.6%）固定資産税の減

歳入一覧(表-3)

(単位:百万円、%)

	令和3年度		令和2年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	441,482	31.0	444,074	27.2	△2,592	△0.6
うち個人市町村民税	160,108	11.2	161,344	9.9	△1,236	△0.8
うち法人市町村民税	32,657	2.3	31,825	1.9	832	2.6
うち固定資産税	201,139	14.1	204,593	12.5	△3,454	△1.7
地方譲与税	13,766	1.0	13,407	0.8	359	2.7
各種交付金	83,246	5.8	72,807	4.5	10,439	14.3
地方特例交付金等	7,197	0.5	3,109	0.2	4,088	131.5
うち新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	4,184	0.3	-	-	4,184	皆増
地方交付税	197,621	13.9	188,245	11.5	9,376	5.0
うち普通交付税	169,542	11.9	142,377	8.7	27,165	19.1
うち特別交付税	17,117	1.2	15,799	1.0	1,318	8.3
うち震災復興特別交付税	10,961	0.8	30,069	1.8	△19,108	△63.5
使用料・手数料	15,873	1.1	15,786	1.0	87	0.6
国庫支出金	305,367	21.5	525,087	32.1	△219,720	△41.8
うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	18,441	1.3	29,384	1.8	△10,943	△37.2
うち特別定額給付金給付事業費・事務費補助金	-	-	292,219	17.9	△292,219	皆減
うち子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	44,474	3.1	-	-	44,474	皆増
うちその他新型コロナウイルス感染症対策関係交付金等	55,182	3.9	12,356	0.8	42,826	346.6
都道府県支出金	88,855	6.2	89,618	5.5	△763	△0.9
地方債	116,436	8.2	123,462	7.6	△7,026	△5.7
うち臨時財政対策債	42,779	3.0	29,515	1.8	13,264	44.9
その他	153,511	10.8	158,277	9.7	△4,766	△3.0
うち寄附金	21,077	1.5	16,415	1.0	4,662	28.4
うち繰入金	27,220	1.9	45,744	2.8	△18,524	△40.5
うち繰越金	65,195	4.6	58,677	3.6	6,518	11.1
歳入合計	1,423,356	100.0	1,633,872	100.0	△210,516	△12.9
うち一般財源	743,312	52.2	721,641	44.2	21,671	3.0

※ 「うち一般財源」とは、地方税、地方譲与税、各種交付金、地方特例交付金、地方交付税の合計額である。

4 歳 出

(1) 目的別歳出

○ 特 徴

子育て世帯等臨時特別給付金給付事業の実施に伴い民生費が増加したが、特別定額給付金給付事業の終了に伴う総務費の減少や、GIGAスクール構想推進事業の減少に伴う教育費の減少などにより、全体としては2,297億円（14.7%）減の1兆3,371億円となった。

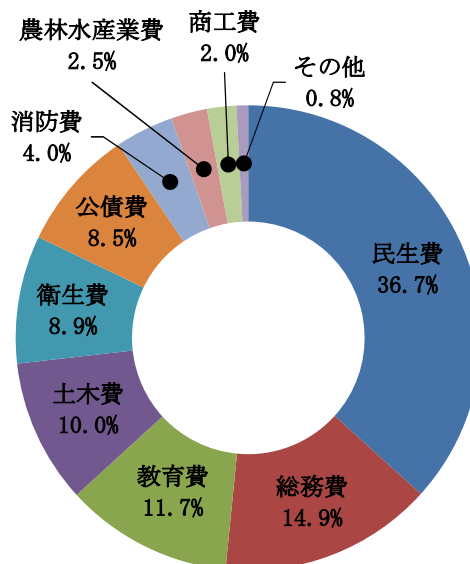
〔前年度比で増となった主な項目〕

- ・ 民生費：＋ 661億円（＋ 15.6%）
子育て世帯等臨時特別給付金給付事業の増
- ・ 公債費：＋ 52億円（＋ 4.8%）
臨時財政対策債償還額の増

〔前年度比で減となった主な項目〕

- ・ 総務費：△ 2,597億円（△ 56.7%）
特別定額給付金給付事業の減
- ・ 教育費：△ 190億円（△ 10.9%）
GIGAスクール構想推進事業の減

＜目的別歳出構成比＞



目的別歳出一覧（表-4）

（単位：百万円、%）

	令和3年度		令和2年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
議会費	8,682	0.6	8,806	0.6	△ 124	△ 1.4
総務費	198,659	14.9	458,370	29.3	△ 259,711	△ 56.7
民生費	490,815	36.7	424,742	27.1	66,073	15.6
衛生費	118,819	8.9	118,764	7.6	55	0.0
労働費	1,073	0.1	1,151	0.1	△ 78	△ 6.8
農林水産業費	33,921	2.5	35,532	2.3	△ 1,611	△ 4.5
商工費	27,164	2.0	31,762	2.0	△ 4,598	△ 14.5
土木費	134,067	10.0	140,986	9.0	△ 6,919	△ 4.9
消防費	53,968	4.0	58,681	3.7	△ 4,713	△ 8.0
教育費	155,779	11.7	174,741	11.2	△ 18,962	△ 10.9
災害復旧費	937	0.1	5,171	0.3	△ 4,234	△ 81.9
うち震災分	529	0.0	24	0.0	505	2,104.2
公債費	113,083	8.5	107,916	6.9	5,167	4.8
その他（諸支出金）	113	0.0	132	0.0	△ 19	△ 14.4
歳出合計	1,337,080	100.0	1,566,754	100.0	△ 229,674	△ 14.7

(2) 性質別歳出

○ 特徴

子育て世帯等臨時特別給付金給付事業の実施に伴い義務的経費（主に扶助費）が増加したが、特別定額給付金給付事業の終了に伴うその他の経費（主に補助費）の減少や、投資的経費（主に普通建設事業費）の減少により、全体としては2,297億円（14.7%）減の1兆3,371億円となった。

〔義務的経費 +742億円（+13.1%）〕

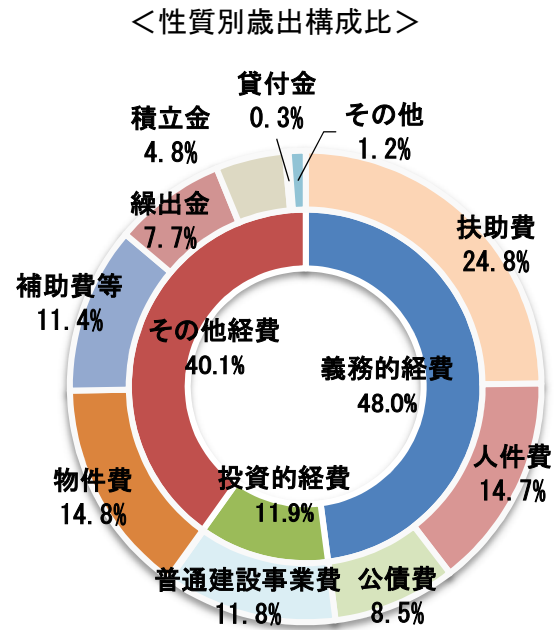
- ・子育て世帯等臨時特別給付金給付事業の実施に伴う扶助費の増

〔投資的経費 △302億円（△15.9%）〕

- ・区画整理事業費等の減少に伴う普通建設事業費の減

〔その他の経費 △2,737億円（△33.8%）〕

- ・特別定額給付金給付事業の終了に伴う補助費の減



性質別歳出一覧(表-5)

(単位:百万円、%)

	令和3年度		令和2年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	641,521	48.0	567,306	36.2	74,215	13.1
人件費	196,696	14.7	194,979	12.4	1,717	0.9
うち職員給	122,264	9.1	120,937	7.7	1,327	1.1
うち基本給	80,285	6.0	80,168	5.1	117	0.1
扶助費	331,741	24.8	264,428	16.9	67,313	25.5
公債費	113,083	8.5	107,898	6.9	5,185	4.8
うち臨時財政対策債元利償還額	40,349	3.0	38,564	2.5	1,785	4.6
投資的経費	159,289	11.9	189,480	12.1	△30,191	△15.9
普通建設事業費	158,375	11.8	184,310	11.8	△25,935	△14.1
うち補助事業費	70,628	5.3	83,247	5.3	△12,619	△15.2
うち単独事業費	84,023	6.3	97,161	6.2	△13,138	△13.5
災害復旧事業費	915	0.1	5,170	0.3	△4,255	△82.3
その他の経費	536,270	40.1	809,968	51.7	△273,698	△33.8
うち物件費	198,178	14.8	186,018	11.9	12,160	6.5
うち補助費等	153,010	11.4	465,165	29.7	△312,155	△67.1
うち積立金	63,625	4.8	34,371	2.2	29,254	85.1
うち貸付金	3,504	0.3	7,285	0.5	△3,781	△51.9
うち繰出金	102,506	7.7	101,205	6.5	1,301	1.3
歳出合計	1,337,080	100.0	1,566,754	100.0	△229,674	△14.7

※「災害復旧事業費」は、目的別歳出の「災害復旧費」から国庫支出金返還金を除くため、「災害復旧費」と一致しない場合がある。

(参考) 東日本大震災関連事業の歳出決算額

- 東日本大震災関連事業については、令和2年度をもって「第1期復興・創生期間」が終了し、復興・防災関連事業が概ね完了したことから、ごみ処理施設整備事業などの衛生費や、津波避難道路整備事業などの土木費が大きく減少し、歳出額は112億円(△256億円、69.6%減)となった。
- 全体の歳出決算額から東日本大震災関連事業を除いた通常収支分の歳出については、1兆3,259億円(△2,041億円、13.3%減)となった。

東日本大震災関連事業の歳出決算額(目的別)一覧(表-6)

(単位:百万円、%)

	令和3年度決算額		令和2年度決算額		東日本大震災分の比較		通常収支分の比較	
	東日本大震災分 A	通常収支分 B	東日本大震災分 C	通常収支分 D	増減額 E=A-C	増減率 E/C	増減額 F=B-D	増減率 F/D
議会費	0	8,682	0	8,806	0	-	△124	△1.4
総務費	287	198,372	826	457,544	△539	△65.3	△259,172	△56.6
民生費	56	490,759	26	424,716	30	115.4	66,043	15.5
衛生費	3,495	115,324	26,458	92,306	△22,963	△86.8	23,018	24.9
労働費	7	1,066	7	1,144	0	0.0	△78	△6.8
農林水産業費	15	33,906	27	35,505	△12	△44.4	△1,599	△4.5
商工費	2	27,162	1	31,761	1	100.0	△4,599	△14.5
土木費	981	133,086	2,338	138,648	△1,357	△58.0	△5,562	△4.0
消防費	118	53,850	1,480	57,201	△1,362	△92.0	△3,351	△5.9
教育費	10	155,769	12	174,729	△2	△16.7	△18,960	△10.9
災害復旧費	529	408	24	5,147	505	2,104.2	△4,739	△92.1
公債費	5,691	107,392	5,552	102,364	139	2.5	5,028	4.9
その他	0	113	0	132	0	-	△19	△14.4
歳出合計 (構成比)	11,190 (0.8%)	1,325,890 (99.2%)	36,752 (2.3%)	1,530,002 (97.7%)	△25,562	△69.6	△204,112	△13.3

※ 本資料においては、東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係る決算額を「東日本大震災分」と、全体の決算額から東日本大震災分を差し引いた値を「通常収支分」と表記しています。

〔東日本大震災関連事業の主な項目〕

- 衛生費 ごみ処理施設整備事業等
- 総務費 被災した行政庁舎の建替え、東日本大震災復興交付金返還金等
- 土木費 津波避難道路整備事業、液状化対策事業等

5 財政構造

- 経常収支比率は、物件費や公債費などの経常的支出が増加したものの、普通交付税や地方消費税交付金等の経常一般財源のほか、臨時財政対策債発行額が増加したことにより、前年度から5.1ポイント低下（改善）した。
 経常収支比率が低下した団体数が41団体と、上昇した団体数（3団体）を上回り、経常収支比率が90.0%を超える市町村は6団体と、前年度から22団体減少した。
- 地方債現在高は、地方債発行額が前年度より減少したものの、引き続き償還額を上回ったことから、13年連続で増加し、0.7%増の1兆1,619億円となった。
- 積立金現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の取崩額が前年度より減少したことに加え、積立額も増加したことから、14.2%増の3,231億円となった。
- 地方債現在高に債務負担行為額を加え、積立金現在高を引いた実質的な将来の財政負担は、3.7%減の1兆726億円となった。

経常収支比率の推移（表-7）（単位：％）

年 度	経常収支比率	
	県平均	全国平均
平成23年度	88.0	87.0
24	88.7	86.9
25	88.2	86.5
26	88.9	88.1
27	87.6	86.3
28	90.2	88.7
29	90.3	89.6
30	91.7	90.4
令和元年度	92.4	93.6
2	90.8	93.1
3	85.7	
(R3-R2)	(△5.1)	

（注）経常収支比率は単純平均である。

経常的支出と経常一般財源の増減（表-8）（単位：百万円、％）

	R3	R2	増減額	増減率
	A	B	C=A-B	C/B
経常的支出	647,501	635,668	11,833	1.9
人件費	180,110	179,075	1,035	0.6
物件費	113,889	109,709	4,180	3.8
維持補修費	8,417	8,321	96	1.2
扶助費	74,325	72,803	1,522	2.1
補助費等	84,818	84,014	804	1.0
公債費	107,785	104,474	3,311	3.2
投資貸付金	796	591	205	34.7
繰出金	77,361	76,681	680	0.9
経常一般財源等	744,980	693,075	51,905	7.5

経常収支比率の団体分布（表-9）

		75%以上 80%未満	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上	計
市	R2	0	0	9	23	32
	R3	0	11	17	4	32
町村	R2	0	2	5	5	12
	R3	0	10	0	2	12
県計	R2	0	2	14	28	44
	R3	0	21	17	6	44

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担（表-10）

（単位：百万円）

年 度	地方債現在高 (A)		債務負担行為の支出予定額 (B)		積立金現在高 (C)		将来の財政負担 (A)+(B)-(C)	
	現在高	増減率	金 額	増減率	現在高	増減率	金 額	増減率
平成23年度	990,626	1.0%	127,001	1.7%	260,540	15.0%	857,087	△2.5%
24	1,001,886	1.1%	119,608	△5.8%	307,722	18.1%	813,772	△5.1%
25	1,017,327	1.5%	131,930	10.3%	338,180	9.9%	811,077	△0.3%
26	1,046,778	2.9%	124,687	△5.5%	345,368	2.1%	826,097	1.9%
27	1,074,674	2.7%	207,040	66.0%	339,258	△1.8%	942,456	14.1%
28	1,098,422	2.2%	204,811	△1.1%	331,016	△2.4%	972,217	3.2%
29	1,112,055	1.2%	243,644	19.0%	327,808	△1.0%	1,027,891	5.7%
30	1,123,734	1.1%	243,072	△0.2%	318,334	△2.9%	1,048,472	2.0%
令和元年度	1,132,341	0.8%	223,157	△8.2%	289,783	△9.0%	1,065,715	1.6%
2	1,153,673	1.9%	243,086	8.9%	282,913	△2.4%	1,113,846	4.5%
3	1,161,857	0.7%	233,844	△3.8%	323,089	14.2%	1,072,612	△3.7%
	(702,544)	(0.7%)						

※地方債現在高の（ ）内は、臨時財政対策債を除いた数値。

6 令和3年度 主な財政分析指標等の状況(行政順)

(単位:千円)

	歳入総額	歳出総額	経常収支		公債費負担		実質収支		地方債		積立金		財政力	
			比率		比率		比率		現在高比率		残高比率		指数	
市町村計(44)	1,423,355,917	1,337,079,589	85.7%		11.6%		10.5%		156.0%		52.1%		0.69	
市計(32)	1,274,042,137	1,198,088,472	86.2%		12.6%		10.0%		163.6%		48.9%		0.70	
町村計(12)	149,313,780	138,991,117	84.4%		9.2%		11.9%		135.8%		60.7%		0.65	
1 水戸市	140,504,361	133,682,176	92.4%	44	13.9%	33	9.7%	25	225.7%	44	8.6%	44	0.83	11
2 日立市	88,685,272	83,265,703	90.1%	39	12.1%	21	10.9%	18	159.1%	21	58.2%	15	0.81	12
3 土浦市	60,613,324	56,906,889	86.6%	31	17.2%	44	9.2%	27	218.1%	43	43.3%	27	0.86	8
4 古河市	61,315,396	57,450,948	85.3%	24	15.4%	43	11.6%	17	162.4%	24	23.0%	41	0.75	14
5 石岡市	34,793,245	32,819,879	84.5%	19	11.5%	19	7.3%	34	154.8%	19	55.0%	19	0.60	28
6 結城市	20,993,420	19,298,056	83.9%	17	10.5%	14	14.1%	9	149.0%	17	31.8%	36	0.73	16
7 龍ヶ崎市	31,341,672	28,603,174	85.3%	25	12.0%	20	16.3%	2	140.0%	15	35.7%	34	0.75	14
8 下妻市	22,868,751	21,370,891	85.4%	27	13.4%	31	13.0%	12	210.7%	39	44.3%	25	0.67	21
9 常総市	28,004,721	26,679,015	83.0%	6	14.4%	36	6.2%	38	186.6%	35	41.6%	29	0.71	17
10 常陸太田市	27,890,315	26,204,284	83.7%	13	10.9%	16	9.8%	24	116.5%	8	117.7%	2	0.41	40
11 高萩市	15,073,427	14,131,466	85.7%	29	13.3%	30	10.6%	19	173.5%	30	27.0%	38	0.59	30
12 北茨城市	24,088,087	22,701,125	88.7%	35	14.2%	34	8.7%	29	216.1%	42	32.7%	35	0.68	19
13 笠間市	39,371,893	38,070,707	85.1%	23	15.1%	39	6.2%	37	160.5%	22	73.9%	7	0.59	30
14 取手市	46,823,100	45,178,076	89.8%	38	15.1%	40	5.8%	42	197.4%	36	24.0%	40	0.64	24
15 牛久市	33,531,821	31,079,268	86.7%	32	9.8%	11	12.5%	14	153.1%	18	41.2%	31	0.85	9
16 つくば市	105,563,459	98,838,105	89.6%	37	10.2%	12	12.2%	15	104.9%	4	18.1%	43	1.05	3
17 ひたちなか市	62,867,572	59,050,533	91.9%	43	13.8%	32	10.2%	21	203.2%	37	36.7%	33	0.95	6
18 鹿嶋市	28,965,081	27,341,683	89.4%	36	10.2%	13	8.7%	28	111.8%	7	18.3%	42	0.99	4
19 潮来市	16,578,411	15,190,513	82.3%	4	12.4%	25	15.8%	6	138.2%	13	41.4%	30	0.49	34
20 守谷市	34,528,499	31,535,734	85.0%	22	6.2%	3	15.9%	5	96.4%	3	57.7%	17	0.98	5
21 常陸大宮市	25,565,208	24,381,527	87.8%	33	15.2%	41	5.8%	41	174.3%	31	66.8%	11	0.42	39
22 那珂市	25,083,554	23,542,851	85.9%	30	12.3%	23	10.5%	20	134.2%	12	46.0%	23	0.63	26
23 筑西市	50,864,880	47,560,747	83.4%	10	12.7%	26	10.1%	23	175.9%	33	45.7%	24	0.67	21
24 坂東市	24,207,545	23,287,831	85.3%	26	14.4%	37	6.0%	39	210.8%	40	37.4%	32	0.64	24
25 稲敷市	25,491,537	24,110,609	83.8%	15	15.2%	42	7.6%	33	178.2%	34	93.1%	3	0.48	35
26 かすみがうら市	21,727,835	20,450,657	83.5%	11	14.4%	35	10.2%	22	172.9%	29	50.9%	20	0.59	30
27 桜川市	23,008,475	20,850,865	80.9%	2	9.2%	8	15.0%	7	163.7%	26	73.9%	8	0.48	35
28 神栖市	53,039,473	48,055,896	91.4%	42	4.0%	2	16.2%	4	56.4%	2	25.7%	39	1.38	1
29 行方市	19,072,055	18,462,416	84.7%	21	14.5%	38	4.8%	43	148.8%	16	61.8%	13	0.43	38
30 銚田市	26,842,161	25,385,492	87.9%	34	12.8%	27	7.1%	35	170.5%	28	121.7%	1	0.46	37
31 つくばみらい市	26,093,808	25,177,942	83.2%	7	12.4%	24	4.0%	44	165.4%	27	42.5%	28	0.77	13
32 小美玉市	28,643,779	27,423,414	85.5%	28	12.9%	28	7.7%	32	205.8%	38	68.7%	10	0.60	28
33 茨城町	15,019,563	14,251,359	80.6%	1	9.4%	9	8.3%	30	125.0%	9	61.2%	14	0.58	33
34 大洗町	9,894,296	9,093,383	90.2%	40	10.7%	15	15.0%	8	211.3%	41	29.3%	37	0.69	18
35 城里町	11,867,425	11,341,331	83.4%	9	9.8%	10	5.9%	40	174.9%	32	76.4%	6	0.37	42
36 東海村	20,864,787	19,637,975	83.9%	16	2.7%	1	9.3%	26	13.0%	1	81.5%	5	1.36	2
37 大子町	12,957,703	11,442,691	83.3%	8	11.4%	18	22.4%	1	162.7%	25	58.1%	16	0.32	44
38 美浦村	7,525,722	7,137,156	81.2%	3	11.2%	17	7.9%	31	161.4%	23	44.1%	26	0.66	23
39 阿見町	20,130,640	18,514,152	83.8%	14	13.1%	29	13.6%	10	139.9%	14	47.8%	22	0.91	7
40 河内町	5,793,013	5,147,937	83.6%	12	7.1%	5	12.9%	13	111.7%	6	91.4%	4	0.35	43
41 八千代町	9,807,509	9,054,762	82.9%	5	8.3%	7	13.2%	11	129.9%	10	55.1%	18	0.63	26
42 五霞町	5,864,891	5,417,810	90.7%	41	8.2%	6	11.8%	16	110.7%	5	69.3%	9	0.84	10
43 境町	22,557,974	21,201,833	84.6%	20	12.2%	22	16.2%	3	157.8%	20	50.0%	21	0.68	19
44 利根町	7,030,257	6,750,728	84.4%	18	6.7%	4	6.8%	36	131.5%	11	64.5%	12	0.41	40

※「市町村計」「市計」「町村計」の数値は全て単純平均である。

※財政力指数を除く指標については、小数点第2位以下の数値まで含めて順位を決定している。

6 令和3年度 主な財政分析指標等の状況(比率順)

順位	経常収支 比率	公債費負担 比率	実質収支 比率	地方債 現在高比率	積立金 残高比率	財政力 指数						
1	茨城町	80.6%	東海村	2.7%	大子町	22.4%	東海村	13.0%	鉾田市	121.7%	神栖市	1.38
2	桜川市	80.9%	神栖市	4.0%	龍ヶ崎市	16.3%	神栖市	56.4%	常陸太田市	117.7%	東海村	1.36
3	美浦村	81.2%	守谷市	6.2%	境町	16.2%	守谷市	96.4%	稲敷市	93.1%	つくば市	1.05
4	潮来市	82.3%	利根町	6.7%	神栖市	16.2%	つくば市	104.9%	河内町	91.4%	鹿嶋市	0.99
5	八千代町	82.9%	河内町	7.1%	守谷市	15.9%	五霞町	110.7%	東海村	81.5%	守谷市	0.98
6	常総市	83.0%	五霞町	8.2%	潮来市	15.8%	河内町	111.7%	城里町	76.4%	ひたちなか市	0.95
7	つくばみらい市	83.2%	八千代町	8.3%	桜川市	15.0%	鹿嶋市	111.8%	笠間市	73.9%	阿見町	0.91
8	大子町	83.3%	桜川市	9.2%	大洗町	15.0%	常陸太田市	116.5%	桜川市	73.9%	土浦市	0.86
9	城里町	83.4%	茨城町	9.4%	結城市	14.1%	茨城町	125.0%	五霞町	69.3%	牛久市	0.85
10	筑西市	83.4%	城里町	9.8%	阿見町	13.6%	八千代町	129.9%	小美玉市	68.7%	五霞町	0.84
11	かすみがうら市	83.5%	牛久市	9.8%	八千代町	13.2%	利根町	131.5%	常陸大宮市	66.8%	水戸市	0.83
12	河内町	83.6%	つくば市	10.2%	下妻市	13.0%	那珂市	134.2%	利根町	64.5%	日立市	0.81
13	常陸太田市	83.7%	鹿嶋市	10.2%	河内町	12.9%	潮来市	138.2%	行方市	61.8%	つくばみらい市	0.77
14	阿見町	83.8%	結城市	10.5%	牛久市	12.5%	阿見町	139.9%	茨城町	61.2%	古河市	0.75
15	稲敷市	83.8%	大洗町	10.7%	つくば市	12.2%	龍ヶ崎市	140.0%	日立市	58.2%	龍ヶ崎市	0.75
16	東海村	83.9%	常陸太田市	10.9%	五霞町	11.8%	行方市	148.8%	大子町	58.1%	結城市	0.73
17	結城市	83.9%	美浦村	11.2%	古河市	11.6%	結城市	149.0%	守谷市	57.7%	常総市	0.71
18	利根町	84.4%	大子町	11.4%	日立市	10.9%	牛久市	153.1%	八千代町	55.1%	大洗町	0.69
19	石岡市	84.5%	石岡市	11.5%	高萩市	10.6%	石岡市	154.8%	石岡市	55.0%	北茨城市	0.68
20	境町	84.6%	龍ヶ崎市	12.0%	那珂市	10.5%	境町	157.8%	かすみがうら市	50.9%	境町	0.68
21	行方市	84.7%	日立市	12.1%	ひたちなか市	10.2%	日立市	159.1%	境町	50.0%	下妻市	0.67
22	守谷市	85.0%	境町	12.2%	かすみがうら市	10.2%	笠間市	160.5%	阿見町	47.8%	筑西市	0.67
23	笠間市	85.1%	那珂市	12.3%	筑西市	10.1%	美浦村	161.4%	那珂市	46.0%	美浦村	0.66
24	古河市	85.3%	つくばみらい市	12.4%	常陸太田市	9.8%	古河市	162.4%	筑西市	45.7%	取手市	0.64
25	龍ヶ崎市	85.3%	潮来市	12.4%	水戸市	9.7%	大子町	162.7%	下妻市	44.3%	坂東市	0.64
26	坂東市	85.3%	筑西市	12.7%	東海村	9.3%	桜川市	163.7%	美浦村	44.1%	那珂市	0.63
27	下妻市	85.4%	鉾田市	12.8%	土浦市	9.2%	つくばみらい市	165.4%	土浦市	43.3%	八千代町	0.63
28	小美玉市	85.5%	小美玉市	12.9%	鹿嶋市	8.7%	鉾田市	170.5%	つくばみらい市	42.5%	石岡市	0.60
29	高萩市	85.7%	阿見町	13.1%	北茨城市	8.7%	かすみがうら市	172.9%	常総市	41.6%	小美玉市	0.60
30	那珂市	85.9%	高萩市	13.3%	茨城町	8.3%	高萩市	173.5%	潮来市	41.4%	高萩市	0.59
31	土浦市	86.6%	下妻市	13.4%	美浦村	7.9%	常陸大宮市	174.3%	牛久市	41.2%	笠間市	0.59
32	牛久市	86.7%	ひたちなか市	13.8%	小美玉市	7.7%	城里町	174.9%	坂東市	37.4%	かすみがうら市	0.59
33	常陸大宮市	87.8%	水戸市	13.9%	稲敷市	7.6%	筑西市	175.9%	ひたちなか市	36.7%	茨城町	0.58
34	鉾田市	87.9%	北茨城市	14.2%	石岡市	7.3%	稲敷市	178.2%	龍ヶ崎市	35.7%	潮来市	0.49
35	北茨城市	88.7%	かすみがうら市	14.4%	鉾田市	7.1%	常総市	186.6%	北茨城市	32.7%	稲敷市	0.48
36	鹿嶋市	89.4%	常総市	14.4%	利根町	6.8%	取手市	197.4%	結城市	31.8%	桜川市	0.48
37	つくば市	89.6%	坂東市	14.4%	笠間市	6.2%	ひたちなか市	203.2%	大洗町	29.3%	鉾田市	0.46
38	取手市	89.8%	行方市	14.5%	常総市	6.2%	小美玉市	205.8%	高萩市	27.0%	行方市	0.43
39	日立市	90.1%	笠間市	15.1%	坂東市	6.0%	下妻市	210.7%	神栖市	25.7%	常陸大宮市	0.42
40	大洗町	90.2%	取手市	15.1%	城里町	5.9%	坂東市	210.8%	取手市	24.0%	常陸太田市	0.41
41	五霞町	90.7%	常陸大宮市	15.2%	常陸大宮市	5.8%	大洗町	211.3%	古河市	23.0%	利根町	0.41
42	神栖市	91.4%	稲敷市	15.2%	取手市	5.8%	北茨城市	216.1%	鹿嶋市	18.3%	城里町	0.37
43	ひたちなか市	91.9%	古河市	15.4%	行方市	4.8%	土浦市	218.1%	つくば市	18.1%	河内町	0.35
44	水戸市	92.4%	土浦市	17.2%	つくばみらい市	4.0%	水戸市	225.7%	水戸市	8.6%	大子町	0.32

※財政力指数を除く指標については、小数点第2位以下の数値まで含めて順位を決定している。

令和3年度市町村健全化判断比率等の概要について

- 実質赤字及び連結実質赤字が生じた市町村はない。（平成19年度（比率の初公表）から15年連続）
- 実質公債費比率は、普通交付税額の増等による標準財政規模の増等により、県平均で0.2ポイント減の6.3%であり、地方債の許可団体となる18%以上はない。（平成22年度から12年連続）
※早期健全化基準25%以上の市町村がないのは平成19年度から15年連続。
- 将来負担比率は、充当可能基金の増、公営企業（水道・下水道事業等）債等繰入見込額の減（地方債現在高の減）等により、県平均で10.6ポイント減の28.8%であり、早期健全化基準350%以上となった市町村はない。
- 資金不足が生じた公営企業はない。（平成22年度から12年連続）

（注）実質公債費比率及び将来負担比率は加重平均である。

健全化判断比率の推移

（単位：％）

年 度	実質公債費比率		将来負担比率	
	県平均	全国平均	県平均	全国平均
平成19年度	13.2	12.3	105.2	110.4
20	12.8	11.8	95.7	100.9
21	12.0	11.2	86.6	92.8
22	11.1	10.5	73.7	79.7
23	10.4	9.9	63.6	69.2
24	9.8	9.2	55.0	60.0
25	9.0	8.6	42.9	51.0
26	8.0	8.0	37.5	45.8
27	7.3	7.4	36.6	38.9
28	6.9	6.9	36.4	34.5
29	6.8	6.4	37.0	33.7
30	6.8	6.1	37.1	28.9
令和元年度	6.7	5.8	41.9	27.4
2	6.5	5.7	39.4	24.9
3	6.3		28.8	

指標が高い市町村順は次頁を参照

令和3年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率の状況(速報値)

(単位:%)

市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
		早期健全化基準		早期健全化基準	※早期健全化基準25%	順位	※早期健全化基準350%	順位
水戸市	-	11.25	-	16.25	9.3	7	123.1	1
日立市	-	11.43	-	16.43	-0.4	44	-	32
土浦市	-	11.73	-	16.73	4.4	34	14.5	29
古河市	-	11.71	-	16.71	6.3	28	40.6	19
石岡市	-	12.53	-	17.53	7.1	18	15.2	28
結城市	-	13.13	-	18.13	6.9	19	39.9	20
龍ヶ崎市	-	12.70	-	17.70	5.2	33	-	32
下妻市	-	13.16	-	18.16	7.6	16	68.5	7
常総市	-	12.70	-	17.70	9.2	8	58.9	10
常陸太田市	-	12.73	-	17.73	2.8	41	-	32
高萩市	-	13.81	-	18.81	7.4	17	45.0	15
北茨城市	-	13.18	-	18.18	11.0	2	109.4	2
笠間市	-	12.49	-	17.49	6.8	21	-	32
取手市	-	12.08	-	17.08	6.3	28	12.8	30
牛久市	-	12.63	-	17.63	2.4	42	-	32
つくば市	-	11.25	-	16.25	5.3	32	31.1	22
ひたちなか市	-	11.73	-	16.73	9.8	4	80.6	4
鹿嶋市	-	12.75	-	17.75	6.3	28	47.0	13
潮来市	-	13.73	-	18.73	9.8	4	69.0	6
守谷市	-	12.87	-	17.87	4.2	35	-	32
常陸大宮市	-	12.85	-	17.85	8.7	10	21.1	27
那珂市	-	12.91	-	17.91	3.9	36	-	32
筑西市	-	11.99	-	16.99	7.7	15	52.5	11
坂東市	-	12.83	-	17.83	6.7	24	64.8	9
稲敷市	-	12.87	-	17.87	8.6	11	-	32
かすみがうら市	-	13.10	-	18.10	9.7	6	51.5	12
桜川市	-	13.03	-	18.03	7.8	14	40.9	18
神栖市	-	11.93	-	16.93	3.5	39	23.4	26
行方市	-	13.14	-	18.14	8.3	13	45.3	14
銚田市	-	12.88	-	17.88	8.6	11	-	32
つくばみらい市	-	12.92	-	17.92	6.8	21	12.6	31
小美玉市	-	12.87	-	17.87	6.7	24	42.3	17
茨城町	-	13.68	-	18.68	6.6	26	23.5	25
大洗町	-	15.00	-	20.00	6.4	27	82.9	3
城里町	-	14.14	-	19.14	9.0	9	45.0	15
東海村	-	13.03	-	18.03	3.7	38	-	32
大子町	-	14.17	-	19.17	3.3	40	28.9	23
美浦村	-	15.00	-	20.00	6.9	19	66.5	8
阿見町	-	13.22	-	18.22	3.9	36	-	32
河内町	-	15.00	-	20.00	6.3	28	-	32
八千代町	-	14.59	-	19.59	6.8	21	38.2	21
五霞町	-	15.00	-	20.00	10.7	3	26.6	24
境町	-	14.23	-	19.23	13.7	1	71.8	5
利根町	-	15.00	-	20.00	1.5	43	-	32
加重平均	-		-		6.3		28.8	

資金不足が生じた公営企業の状況(速報値)

※経営健全化基準20%

(単位:千円、%)

団体名	特別会計名	資金不足額	資金不足比率
該当なし	-	-	-

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「-」で表示している。

※ 実質公債費比率及び将来負担比率の平均は、加重平均である。

※ 令和4年8月現在の速報値であり、今後、数値の変更が生じる場合がある。

※ 順位は指標上好ましくない方からの順位である。

(2) 比率順

(単位: %)

順位	実質公債費比率 ※早期健全化基準25%	順位	将来負担比率 ※早期健全化基準350%	
1	境町	13.7	1 水戸市	123.1
2	北茨城市	11.0	2 北茨城市	109.4
3	五霞町	10.7	3 大洗町	82.9
4	ひたちなか市	9.8	4 ひたちなか市	80.6
4	潮来市	9.8	5 境町	71.8
6	かすみがうら市	9.7	6 潮来市	69.0
7	水戸市	9.3	7 下妻市	68.5
8	常総市	9.2	8 美浦村	66.5
9	城里町	9.0	9 坂東市	64.8
10	常陸大宮市	8.7	10 常総市	58.9
11	稲敷市	8.6	11 筑西市	52.5
11	鉾田市	8.6	12 かすみがうら市	51.5
13	行方市	8.3	13 鹿嶋市	47.0
14	桜川市	7.8	14 行方市	45.3
15	筑西市	7.7	15 高萩市	45.0
16	下妻市	7.6	15 城里町	45.0
17	高萩市	7.4	17 小美玉市	42.3
18	石岡市	7.1	18 桜川市	40.9
19	結城市	6.9	19 古河市	40.6
19	美浦村	6.9	20 結城市	39.9
21	笠間市	6.8	21 八千代町	38.2
21	つくばみらい市	6.8	22 つくば市	31.1
21	八千代町	6.8	23 大子町	28.9
24	坂東市	6.7	24 五霞町	26.6
24	小美玉市	6.7	25 茨城町	23.5
26	茨城町	6.6	26 神栖市	23.4
27	大洗町	6.4	27 常陸大宮市	21.1
28	古河市	6.3	28 石岡市	15.2
28	取手市	6.3	29 土浦市	14.5
28	鹿嶋市	6.3	30 取手市	12.8
28	河内町	6.3	31 つくばみらい市	12.6
32	つくば市	5.3	32 日立市	-
33	龍ヶ崎市	5.2	32 龍ヶ崎市	-
34	土浦市	4.4	32 常陸太田市	-
35	守谷市	4.2	32 笠間市	-
36	那珂市	3.9	32 牛久市	-
36	阿見町	3.9	32 守谷市	-
38	東海村	3.7	32 那珂市	-
39	神栖市	3.5	32 稲敷市	-
40	大子町	3.3	32 鉾田市	-
41	常陸太田市	2.8	32 東海村	-
42	牛久市	2.4	32 阿見町	-
43	利根町	1.5	32 河内町	-
44	日立市	-0.4	32 利根町	-

※ 比率が同率の場合は行政順に掲載している。

令和3年度市町村地方公営企業決算の概要について

1 事業数

- ・ 事業数は、令和3年度末現在 186 事業で、前年度末から 2 事業減少している。（下水道事業の法適化により法適用企業が 1 事業増加（法非適用事業は同数減少）、病院事業及び宅地造成事業の終了により各 1 事業減少。）
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用+法非適用）が 103 事業と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）43 事業、宅地造成事業 11 事業の順となっている。
- ・ なお、地方公営企業を経営している団体数は、43 市町村、7 一部事務組合、1 地方独立行政法人となっている。

<事業別一覧>

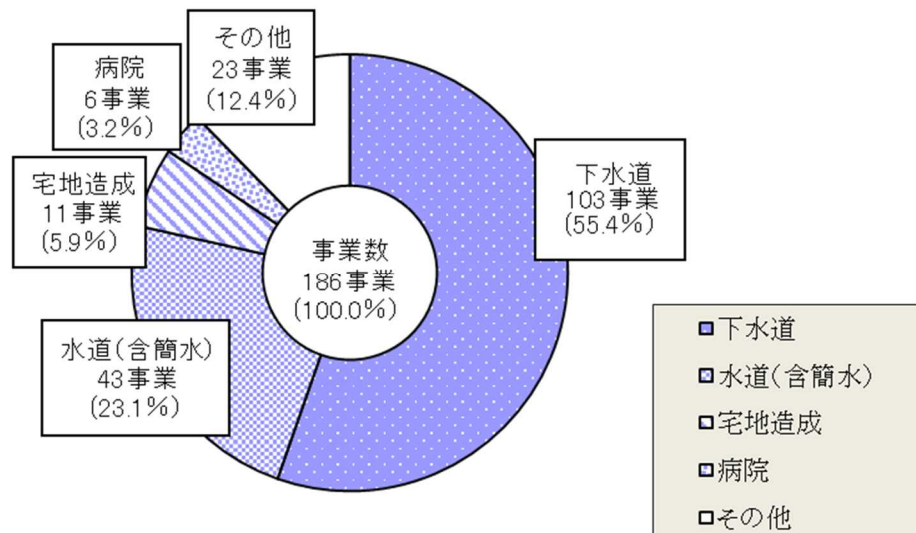
(単位:事業)

事業名		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (A)	令和3年度 (B)	対前年度増減数 (B)-(A)
法 適 用 企 業	上水道		42	42	42	42	42	0
	簡易水道		0	0	1	1	1	0
	工業用水道		9	9	9	9	9	0
	電気		1	1	1	1	1	0
	病院		7	8	7	7	6	△ 1
	下水道		7	9	23	73	74	1
	小計		66	69	83	133	133	0
法 非 適 用 企 業	簡易水道		1	1	0	0	0	0
	下水道		96	94	80	30	29	△ 1
	市場		5	5	5	5	5	0
	観光施設		1	1	1	1	1	0
	宅地造成		14	13	12	12	11	△ 1
	駐車場		5	4	4	4	4	0
	介護サービス		3	3	3	3	3	0
	小計		125	121	105	55	53	△ 2
合計			191	190	188	188	186	△ 2

(注)1 地方公営企業決算の対象事業数は想定企業会計及び建設中の事業を含むため、地方公営企業設置状況の事業数とは異なる場合がある。(想定企業会計とは、従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等において、これに係る一切の収支は一般会計等から分別し、当該事業に係る公営企業会計が設けられているものと想定した事業会計。)

2 介護サービス事業とは、保険運営に係る介護保険事業会計ではなく、市町村が運営する介護サービス事業のうち指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び指定訪問看護ステーションに係るものである。

<事業別構成比>



2 決算規模

- ・ 決算規模は、2,125 億円で、前年度に比べ 30 億円（1.4%）増加している。
- ・ 法適用企業は前年度に比べ 36 億円（1.9%）増加し、法非適用企業は前年度に比べ 7 億円（3.9%）減少している。
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 1,044 億円と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）870 億円、病院事業 121 億円の順となっている。

<事業別一覧>

（単位：百万円、%）

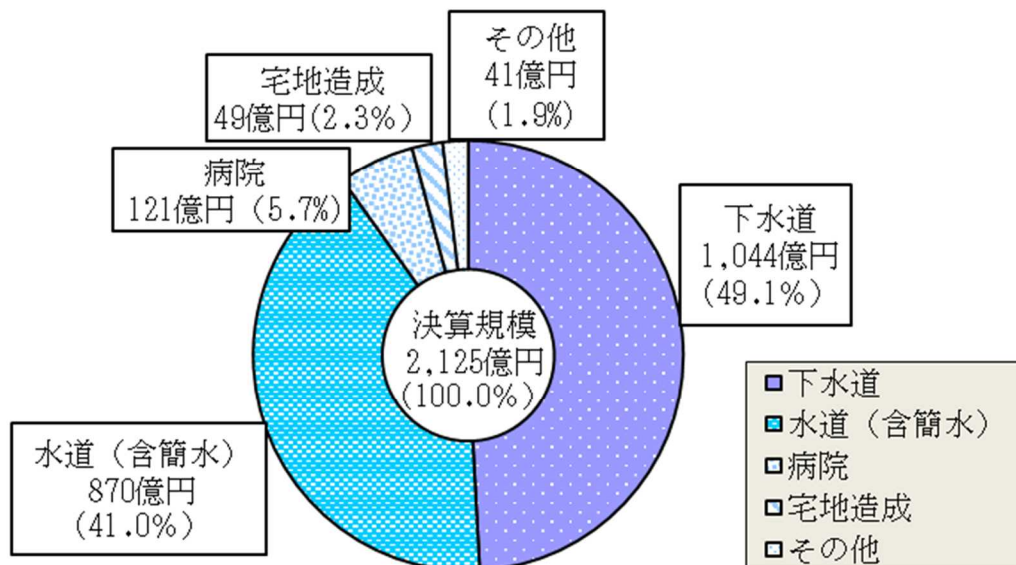
事業名	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (A)	令和3年度 (B)	対前年度増減額 (C)=(B)-(A)	対前年度増減率 (C)/(A)×100
法適用企業	上水道	77,017	78,480	81,369	85,821	87,048	1,227	1.4
	工業用水道	861	606	683	653	661	8	1.2
	電気	22	70	69	69	70	1	1.4
	病院	18,346	19,673	10,757	12,003	12,130	127	1.1
	下水道	27,084	31,046	38,687	93,596	95,875	2,279	2.4
	小計	123,330	129,875	131,565	192,142	195,784	3,642	1.9
法非適用企業	簡易水道	293	286	0	0	0	0	0.0
	下水道	79,770	74,812	62,473	9,551	8,548	△ 1,003	△ 10.5
	市場	572	768	655	1,161	1,063	△ 98	△ 8.4
	観光施設	109	82	114	60	83	23	38.3
	宅地造成	10,501	12,111	9,842	5,418	4,852	△ 566	△ 10.4
	駐車場	645	344	321	279	802	523	187.5
	介護サービス	902	873	873	964	1,413	449	46.6
	小計	92,792	89,276	74,278	17,433	16,761	△ 672	△ 3.9
合計	216,122	219,151	205,843	209,575	212,545	2,970	1.4	

（注）1 決算規模の算出は次のとおりとした。

- ・ 法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出
- ・ 法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋前年度繰上充用金

2 各項目の数値は四捨五入したものであるため、各内訳を合計した数値と合計欄が一致しない場合がある（以下同じ）。

<事業別構成比>



3 経営状況

(1) 経営状況

- ・ 黒字事業は172事業、赤字事業は11事業となっている。黒字事業は全体の94.0%を占めており、その割合は前年度に比べ1.1ポイント増加している。
- ・ 一般会計等からの基準外繰入金（※）を差し引いた実質ベースでみると、81事業（44.3%）が赤字となっている。

（※）基準外繰入金：地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準（総務省が示す繰出基準）に基づかない繰入金のこと。（例：収支不足の補てん等）

<事業別一覧> ※想定企業会計及び建設中の事業を除く。

（単位：事業）

事業名	年度	令和3年度(A)			令和2年度(B)			対前年度増減数(A)-(B)		
		黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計
法適用企業	上水道	40 (35)	3 (8)	43	41 (34)	2 (9)	43	△1 (1)	1 (△1)	0
	工業用水道	7 (4)	1 (4)	8	7 (4)	1 (4)	8	0 (0)	0 (0)	0
	電気	1 (1)	0 (0)	1	1 (1)	0 (0)	1	0 (0)	0 (0)	0
	病院	3 (3)	2 (2)	5	3 (2)	2 (3)	5	0 (1)	0 (△1)	0
	下水道	69 (36)	5 (38)	74	66 (34)	7 (39)	73	3 (2)	△2 (△1)	1
	小計	120 (79)	11 (52)	131	118 (75)	12 (55)	130	2 (4)	△1 (△3)	1
	法非適用企業	下水道	29 (8)	0 (21)	29	30 (10)	0 (20)	30	△1 (△2)	0 (1)
市場	5 (4)	0 (1)	5	5 (3)	0 (2)	5	0 (1)	0 (△1)	0	
観光施設	1 (1)	0 (0)	1	1 (0)	0 (1)	1	0 (1)	0 (△1)	0	
宅地造成	11 (6)	0 (5)	11	11 (6)	1 (6)	12	0 (0)	△1 (△1)	△1	
駐車場	3 (3)	0 (0)	3	3 (1)	0 (2)	3	0 (2)	0 (△2)	0	
介護サービス	3 (1)	0 (2)	3	3 (1)	0 (2)	3	0 (0)	0 (0)	0	
小計	52 (23)	0 (29)	52	53 (21)	1 (33)	54	△1 (2)	△1 (△4)	△2	
合計	172 (102)	11 (81)	183	171 (96)	13 (88)	184	1 (6)	△2 (△7)	△1	
全体に占める割合	94.0% (55.7%)	6.0% (44.3%)	-	92.9% (52.2%)	7.1% (47.8%)	-	-	-	-	

(注)1 黒字・赤字の判断は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。

2 ()は、法適用企業にあつては収益的収入への一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた場合、法非適用企業にあつては収益的収入及び資本的収入への一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた場合の収支の状況である。

3 想定企業会計及び建設中の事業は除くため、事業数とは一致しない場合がある。

(2) 総収支額

- ・ 総収支額は、164 億円の黒字で、前年度に比べ 29 億円 (21.2%) 増加している。
- ・ 一般会計等からの繰入金 469 億円のうち基準外繰入金が 188 億円となっており、総収支額から基準外繰入金を差し引くと、工業用水道事業 (法適用)、下水道事業 (法適用及び法非適用)、宅地造成事業 (法非適用)、介護サービス事業 (法非適用) が赤字になっている。

< 事業別一覧 >

(単位:百万円、%)

事業名	年度	令和3年度(A)		令和2年度(B)	対前年度増減額	対前年度増減率
		総収支額 ()は基準外繰入金を除いた額	繰入金 ()は基準外繰入金(内数)	総収支額 ()は基準外繰入金を除いた額	(C)=(A)-(B)	(C)/(B)×100
法適用企業	上水道	6,874	3,599	6,491	383	5.9
		(5,100)	(1,774)	(4,716)	(384)	(8.1)
	工業用水道	26	138	37	△ 11	△ 29.7
		(△ 111)	(137)	(△ 115)	(4)	(△ 3.5)
	電気	64	0	59	5	8.5
		(64)	(0)	(59)	(5)	8.5
	病院	1,643	2,003	615	1,028	167.2
(1,081)		(562)	(△ 46)	(1,127)	(△ 2,450.0)	
下水道	6,542	34,081	5,076	1,466	28.9	
	(△ 6,486)	(13,028)	(△ 5,819)	(△ 667)	(11.5)	
小 計	15,149	39,821	12,278	2,871	23.4	
	(△ 352)	(15,501)	(△ 1,205)	(853)	(△ 70.8)	
法非適用企業	下水道	308	4,600	332	△ 24	△ 7.2
		(△ 523)	(831)	(△ 519)	(△ 4)	(0.8)
	市場	649	76	535	114	21.3
		(612)	(37)	(479)	(133)	(27.8)
	観光施設	10	0	4	6	150.0
		(10)	(0)	(△ 19)	(29)	(△ 152.6)
	宅地造成	262	2,154	362	△ 100	△ 27.6
(△ 1,891)		(2,153)	(△ 2,088)	(197)	(△ 9.4)	
駐車場	27	11	23	4	17.4	
	(27)	(0)	(△ 80)	(107)	(△ 133.8)	
介護サービス	4	255	8	△ 4	△ 50.0	
	(△ 251)	(255)	(△ 141)	(△ 110)	(78.0)	
小 計	1,260	7,096	1,264	△ 4	△ 0.3	
	(△ 2,016)	(3,276)	(△ 2,368)	(352)	(△ 14.9)	
合 計	16,409	46,917	13,542	2,867	21.2	
	(△ 2,368)	(18,777)	(△ 3,573)	(1,205)	(△ 33.7)	

(注) 1 総収支額は、法適用企業は純損益、法非適用企業は実質収支による。

2 繰入金は、法適用企業は収益的収入への一般会計等からの繰入金、法非適用企業は収益的収入及び資本的収入への一般会計等からの繰入金である。

4 建設投資額

- ・ 建設投資額は、675 億円で、前年度に比べ 21 億円（3.1%）増加している。
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用+法非適用）が 319 億円と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）が 309 億円、宅地造成事業 23 億円の順となっている。

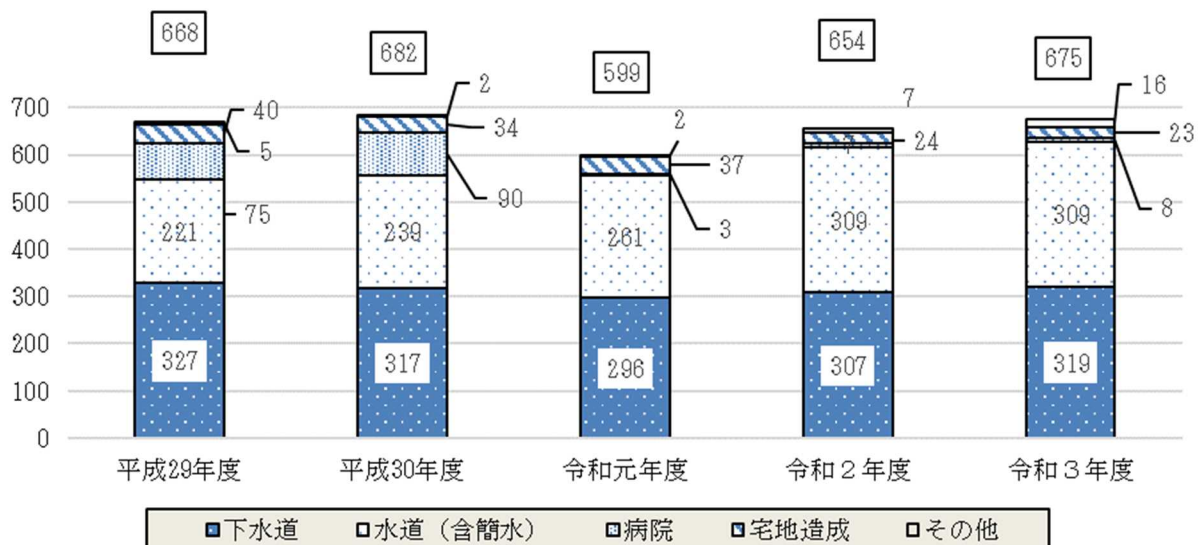
<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

事業名	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度増減額	対前年度増減率
					(A)	(B)	(C)=(B)-(A)	(C)/(A)×100
法適用企業	上水道	22,004	23,815	26,136	30,877	30,931	54	0.2
	工業用水道	240	30	69	59	73	14	23.7
	電気	0	0	0	0	0	0	-
	病院	7,520	8,979	318	709	789	80	11.3
	下水道	7,823	8,735	11,235	28,245	30,130	1,885	6.7
	小計	37,587	41,559	37,758	59,890	61,923	2,033	3.4
法非適用企業	簡易水道	105	90	0	0	0	0	-
	下水道	24,832	22,935	18,383	2,477	1,747	△ 730	△ 29.5
	市場	60	192	93	574	470	△ 104	△ 18.1
	観光施設	0	0	0	0	0	0	-
	宅地造成	3,986	3,443	3,671	2,385	2,291	△ 94	△ 3.9
	駐車場	204	0	0	17	618	601	3,535.3
	介護サービス	19	10	0	86	441	355	412.8
	その他	0	0	0	0	0	0	-
	小計	29,206	26,670	22,147	5,539	5,567	28	0.5
合計	66,793	68,229	59,905	65,429	67,490	2,061	3.1	

(注)建設投資額とは、資本的支出のうち建設改良費である。

<過去5年間の推移>



5 企業債現在高

- ・ 企業債現在高は、6,576億円で、前年度に比べ147億円(2.2%)減少している。
- ・ 事業別にみると、下水道事業(法適用+法非適用)が4,525億円で最も多く、次いで水道事業(含簡易水道)1,810億円、病院事業154億円の順となっている。

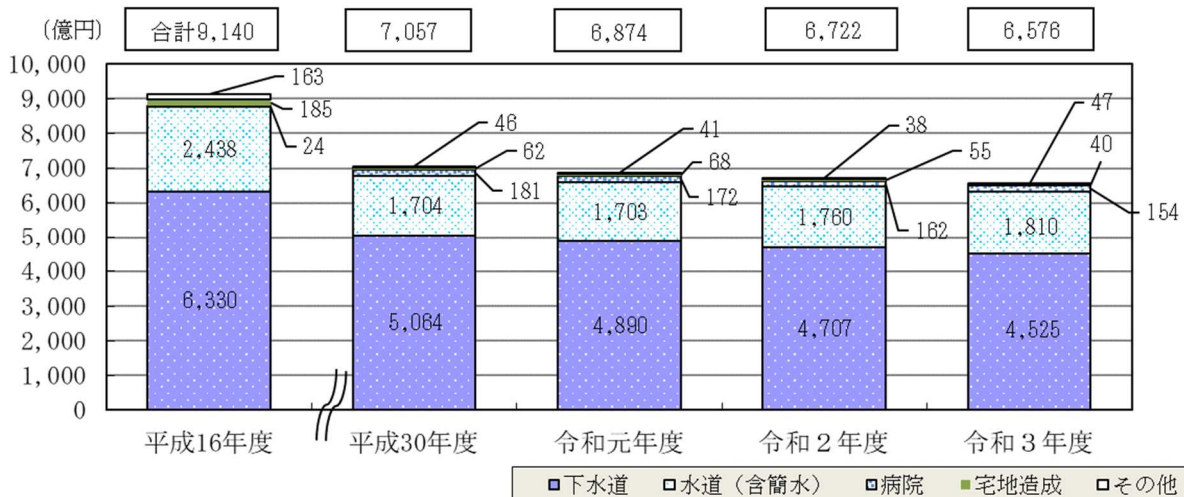
<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

年度		平成16年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度増減額	対前年度増減率
事業名		≒		(A)	(B)	(C)=(B)-(A)	(C)/(A)×100	
法適用企業	上水道	238,751	169,588	170,295	176,040	181,033	4,993	2.8
	工業用水道	4,972	1,843	1,671	1,510	1,358	△152	△10.1
	電気	0	660	609	558	507	△51	△9.1
	病院	2,423	18,109	17,242	16,199	15,388	△811	△5.0
	下水道	28,066	151,761	185,703	422,063	407,901	△14,162	△3.4
	観光施設	362	0	0	0	0	0	-
	小計	274,574	341,961	375,520	616,370	606,187	△10,183	△1.7
法非適用企業	簡易水道	5,043	828	0	0	0	0	-
	下水道	604,884	354,595	303,262	48,638	44,578	△4,060	△8.3
	市場	3,398	1,605	1,487	1,366	1,564	198	14.5
	と畜場	817	0	0	0	0	0	-
	観光施設	1,167	0	0	0	0	0	-
	宅地造成	18,450	6,232	6,802	5,526	3,954	△1,572	△28.4
	駐車場	5,190	470	355	269	786	517	192.2
	介護サービス	346	10	10	93	522	429	461.3
	その他	0	0	0	0	0	0	-
	小計	639,295	363,740	311,916	55,892	51,404	△4,488	△8.0
合計	913,869	705,701	687,436	672,262	657,592	△14,670	△2.2	

(注) 企業債とは、地方公営企業の建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債をいう。

<過去5年間の推移>



6 他会計繰入金

- ・ 他会計繰入金は、469 億円で、前年度に比べ 4.5 億円（1.0%）減少している。
- ・ 繰入金の内訳は、収益的収入への繰入金が 323 億円（68.8%）、資本的収入への繰入金が 146 億円（31.2%）となっている。
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 387 億円で最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）36 億円、宅地造成事業 22 億円の順となっている。

<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

事業名	年度	令和3年度				令和2年度 (B)	対前年度比較	
		(A)	構成比	(A)のうち収益的収入への繰入金 () 内基準外繰入	(A)のうち資本的収入への繰入金 () 内基準外繰入		増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
法適用企業	上水道	3,599	7.7	1,558 (882)	2,041 (892)	3,575	24	0.7
	工業用水道	138	0.3	43 (43)	94 (94)	155	△ 17	△ 11.0
	電気	0	0.0	0 (0)	0 (0)	0	0	-
	病院	2,003	4.3	1,204 (376)	799 (186)	2,273	△ 270	△ 11.9
	下水道	34,081	72.6	25,103 (6,877)	8,977 (6,150)	33,652	429	1.3
	小計	39,821	84.9	27,908 (8,178)	11,911 (7,322)	39,655	166	0.4
法非適用企業	下水道	4,600	9.8	3,732 (284)	868 (547)	4,882	△ 282	△ 5.8
	市場	76	0.2	6 (3)	70 (34)	94	△ 18	△ 19.1
	観光施設	0	0.0	0 (0)	0 (0)	23	△ 23	△ 100.0
	宅地造成	2,154	4.6	377 (376)	1,777 (1,777)	2,450	△ 296	△ 12.1
	駐車場	11	0.0	1 (0)	10 (0)	114	△ 103	△ 90.4
	介護サービス	255	0.5	243 (243)	12 (12)	150	105	70.0
	小計	7,096	15.1	4,359 (906)	2,737 (2,370)	7,713	△ 617	△ 8.0
合計	46,916	100.0	32,267 (9,085)	14,648 (9,692)	47,369	△ 453	△ 1.0	

(注)他会計繰入金

公営企業に対しては、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、一般会計等から繰入(負担・補助等)を行っている場合がある。運用上の基準として総務省から繰出金に関する通知が出され、一般会計等が負担等するべき経費や基準等が示されている(令和3年4月1日付け総財公第27号「令和3年度の地方公営企業繰出金について(通知)」)。

- ・ 基準内繰入金:地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準に基づく繰入金。
- ・ 基準外繰入金:地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準に基づかない繰入金(例:収支不足の補てん等)。

(参 考)

市町村の会計区分について

地方公共団体の会計には、一般会計のほか多くの特別会計が設置されている。特別会計の設置については、地方財政法等の規定により設置しているもののほか、団体が条例により自主的に設置しているものもあり、団体間の画一性を欠いているのが現状である。

そこで、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるよう、会計の区分を次のとおりとしている。

1 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。したがって、一般会計の中で公営事業会計の収支を経理している場合においては、これにかかる一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱う。

2 公営事業会計

公営事業会計とは、地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいうものであり、次のように分類されている。

(1) 公営企業会計

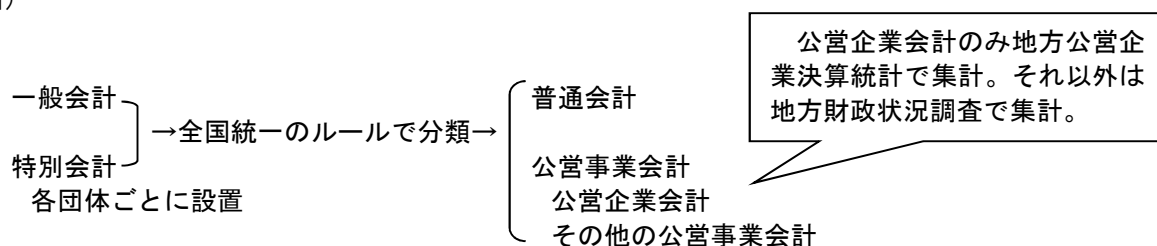
- ① 水道事業
- ② 工業用水道事業
- ③ 電気事業
- ④ 簡易水道事業
- ⑤ 病院事業
- ⑥ 市場事業
- ⑦ と畜場事業
- ⑧ 観光施設事業
- ⑨ 宅地造成事業
- ⑩ 下水道事業
- ⑪ 駐車場整備事業
- ⑫ 介護サービス事業
- ⑬ その他公営企業法の全部又は一部を適用している事業

(2) 収益事業会計

- (3) 国民健康保険事業会計
- (4) 後期高齢者医療事業会計
- (5) 介護保険事業会計
- (6) 農業共済事業会計
- (7) 交通災害共済事業会計
- (8) その他

ここに述べた会計の中で公営企業会計については地方公営企業決算統計として取りまとめており、公営企業会計以外の公営事業会計と普通会計については地方財政状況調査として集計している。

(概略図)



用語の解説

◎ 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは、地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業及び交通災害共済事業に係る会計の総称。

◎ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。

標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

なお、平成 20 年度決算から、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の算出に係る標準財政規模と同様に、臨時財政対策債発行可能額を含めることとなった。

◎ 基準財政収入額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。

◎ 基準財政需要額

地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額。

基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として普通交付税が交付される。

◎ 地方公営企業

地方公共団体が経営する事業で、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入で賄うものをいい、法適用企業と法非適用企業に分類される。

◎ 法適用企業

公営企業のうち地方公営企業法の全部又は財務規定等の一部を適用しているものをいう。

◎ 法非適用企業

公営企業のうち地方公営企業法の規定を適用していないものをいう。

《指標》

◎ 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額。

◎ 実質収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額。地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標となる。

実質収支＝形式収支（歳入総額－歳出総額）－翌年度に繰り越すべき財源（繰越明許費等繰越額－繰越事業に伴う未収入特定財源）

◎ 単年度収支

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を把握するための指標。

単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

◎ 実質単年度収支

単年度収支に実質的な黒字要素（財政調整基金積立額及び地方債繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金取崩し額）を差し引いた額。当該年度のみの実質的な収支を把握するための指標。

実質単年度収支＝単年度収支＋財調基金積立額＋地方債繰上償還額－財調基金取崩額

◎ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額（標準的に収入しうると考えられる地方税等）の基準財政需要額（地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政運営を行った場合に要する財政需要を示す額）に対する割合で過去3年間の平均値。1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされる（1を超える団体は普通交付税の不交付団体）。

財政力指数＝
$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{過去3か年平均})$$

◎ 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常経費）に充当された一般財源額が、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合である。この数値が高いほど、経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示している。

$$\text{経常収支比率（\%）} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等経常経費に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税、普通交付税等）} + \text{減収補填債特例分} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 \text{（\%）}$$

◎ 公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合であり、この数値が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示している。

一般的には、財政運営上 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

$$\text{公債費負担比率（\%）} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100 \text{（\%）}$$

◎ 実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。

$$\text{実質収支比率（\%）} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \text{（\%）}$$

◎ 地方債現在高比率

将来、償還すべき地方債現在高の標準財政規模に対する割合。適正水準についての明確な基準等はないが、全国的な傾向や類似団体との比較を行いながら、年度別の推移、将来の見通し等に注意していく必要がある。

$$\text{地方債現在高比率（\%）} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \text{（\%）}$$

◎ 積立金残高比率

基金残高の標準財政規模に対する割合。

$$\text{積立金残高比率 (\%)} = \frac{\text{積立金残高}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

◎ 実質赤字比率

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合。

早期健全化基準は財政規模に応じ 11.25%～15%、財政再生基準は 20%

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◎ 連結実質赤字比率

すべての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合。

早期健全化基準は財政規模に応じ 16.25%～20%、財政再生基準は 30%

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◎ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合。

一般会計等の借入金である地方債の償還金に加え、一部事務組合の地方債の償還金への負担金や公営企業の地方債の償還金への一般会計等からの繰出金等公債費相当部分を幅広く捉える。

早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%であり、基準以上になると起債の一部が制限される。また、18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債にあたり許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(過去 3 か年平均)

◎ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額— (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模— (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

・ 将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方債を財源とすることができる経費）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第 241 条の基金

◎ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

《歳入》

◎ 一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には、地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等をいう。

◎ 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

◎ 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

◎ 地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付するもの。

これにより、経済発展の地域的要因による税收の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

◎ 普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり、94%相当額が普通交付税、6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが、特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

◎ 地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。実質的には地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。具体的には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等がある。

◎ 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される個人住民税減収補填特例交付金、自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するため交付される自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。

◎ 地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。

◎ 臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債であり、地方交付税の振替えとしての性格を持ち、一般財源と同様に活用できる。

◎ 減収補填債

地方税の収入額が、基準財政収入額の算定基礎となった収入見込額（標準税収入額）を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。

なお、減収補填債（特例分）は、減収額の範囲内で建設事業以外の経費にも充てることができる。

《歳出》

◎ 義務的経費

職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など、地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。

◎ 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

◎ 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

◎ 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

◎ 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法により、予算の一部として定めることとされている。

《基金》

◎ 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

◎ 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。